

# 淡海子ども・若者プラン

～子ども・子育て環境日本一の滋賀を目指して～

平成 27 年 3 月

滋 賀 県

# 目 次

第1 計画の策定について	1
(1) 計画策定の背景と趣旨	
(2) 計画の位置づけ	
(3) 計画の期間	
(4) 計画における「子ども・若者」の定義	
第2 子ども・若者をめぐる主な現状と課題	4
〔子どもを生き育てる〕	4
(1) 少子化の進行	
(2) 子どもが生まれる前から「切れ目のない子育て支援」の充実	
(3) 社会全体（地域、企業）で子育てを支える環境づくりの推進	
〔子ども・若者の育ち〕	23
(1) 子どもの生きる力を育む家庭・地域・学校教育の充実	
(2) 若者の社会的自立・職業的自立の促進	
〔共生社会〕	49
(1) 共生社会に向けた子ども・若者の多様なニーズへの支援	
〔ひとり親家庭〕	51
(1) 子育てと仕事を両立しながら自立を目指す就業支援・生活支援	
(2) 生活の安定と自立のための経済的支援	
(3) 支援制度の利用と周知	
〔社会的養護〕	58
(1) 社会的養護をめぐる状況	
(2) 増加する児童虐待への対応	
〔青少年の健全育成〕	62
(1) 非行防止、立ち直り支援の充実	
(2) 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援	
〔子どもの貧困〕	67
(1) 貧困が連鎖せず、生まれ育った環境により子どもの将来が左右されない環境づくり	

第3	子ども・若者育成支援の基本的な考え方	69
1	基本理念	69
2	基本的視点	70
第4	具体的な施策の推進	72
1	子どもの人権を尊重し、社会全体で「子育て」「子育て」を支える意識の醸成	72
	①子どもの人権が尊重される社会づくり	
	②子ども・若者の育成支援についての理解の促進	
2	子どもを安全・安心に生み育て、子どもの育ちを支えることができる社会環境づくり	75
	(1) 子育てを切れ目なく支える	
	①安全・安心に子どもを生み育てることができる環境づくり	
	②子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実	
	③すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実	
	④仕事と家庭の両立支援	
	⑤子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり	
	(2) 子ども・若者の健やかな育ちを支える	
	①子どもとともに育つ地域づくり	
	②「生きる力」を育む教育・学習の充実	
	③若者の社会的自立・職業的自立の促進	
	(3) 共生社会に向けた子ども・若者の多様なニーズを支える	
	①共生社会に向けた多様なニーズへの支援	
	(4) ひとり親家庭を支える	
	①真の自立のための就業支援・生活支援	
	②生活の安定と自立のための経済的支援	
	③きめ細かな相談体制・情報提供および広報啓発	
3	社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支える施策の推進	108
	(1) 社会的養護の推進	
	①児童虐待の未然防止	
	②児童虐待の早期発見・早期対応	
	③子どもの保護・ケア	
	④親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援	
	⑤子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携の	

強化

⑥子どもへの心理的虐待の予防（DV防止）

⑦いじめの加害者や非行児童への対応

（2）青少年の健全な成長を支える環境づくりの推進

①青少年の健全育成の推進

（3）子どもの貧困対策の推進

①一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援

②貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援

③世帯の生活を下支えするための経済的支援

④子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援

数値目標一覧 . . . . . 134

第5 プランの推進について . . . . . 137

1 それぞれが果たす役割 . . . . . 137

2 計画の推進体制 . . . . . 139

3 点検評価・進行管理・計画の見直し . . . . . 140

(別表)

教育・保育の量の見込みおよび提供体制の確保ならびに実施時期等 141

## 子どもの貧困

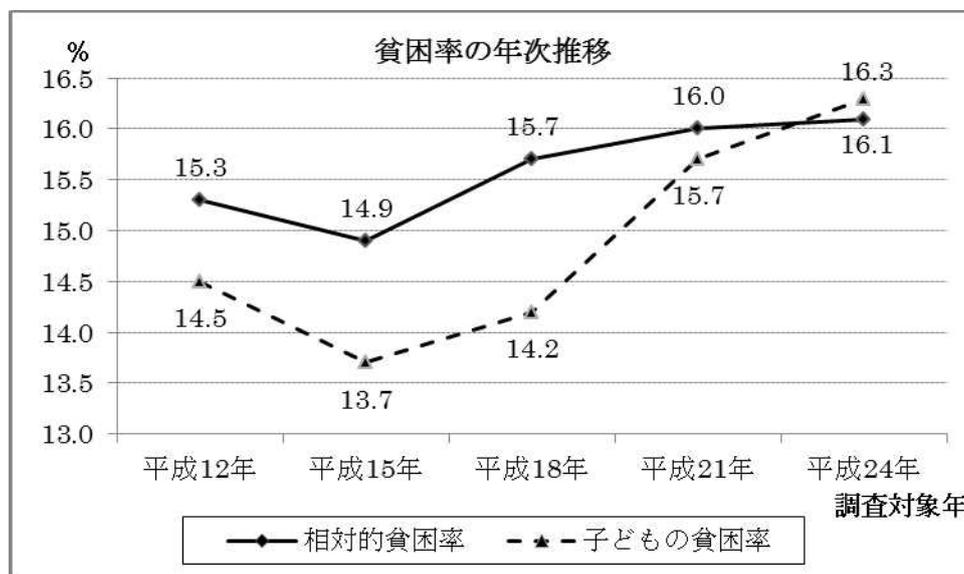
### (1) 貧困が連鎖せず、生まれ育った環境により子どもの将来が左右されない環境づくり

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層（15歳から64歳まで）を含む生活保護受給者が増大しています。

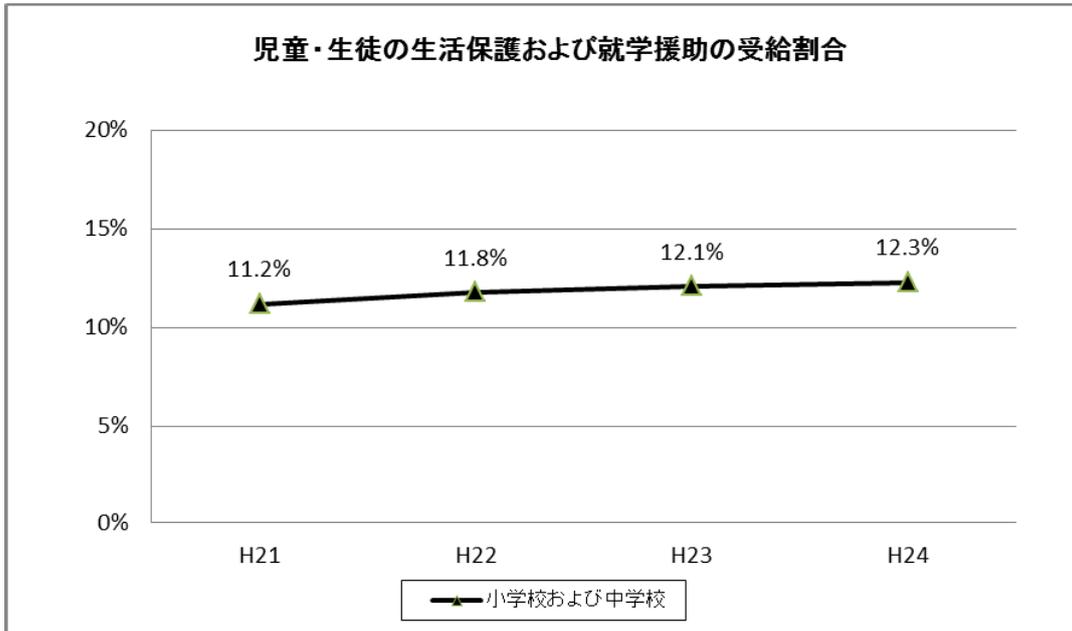
子どもの貧困率については、平成21年の15.7%から16.3%（H25厚生労働省調査）へと過去最悪の数値を更新しており、特に家計を一人で支えなければならないひとり親家庭の子どもの貧困率は50.8%から54.6%へと高くなっています。

子どもの貧困対策は喫緊の課題となっており、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備することが必要です。

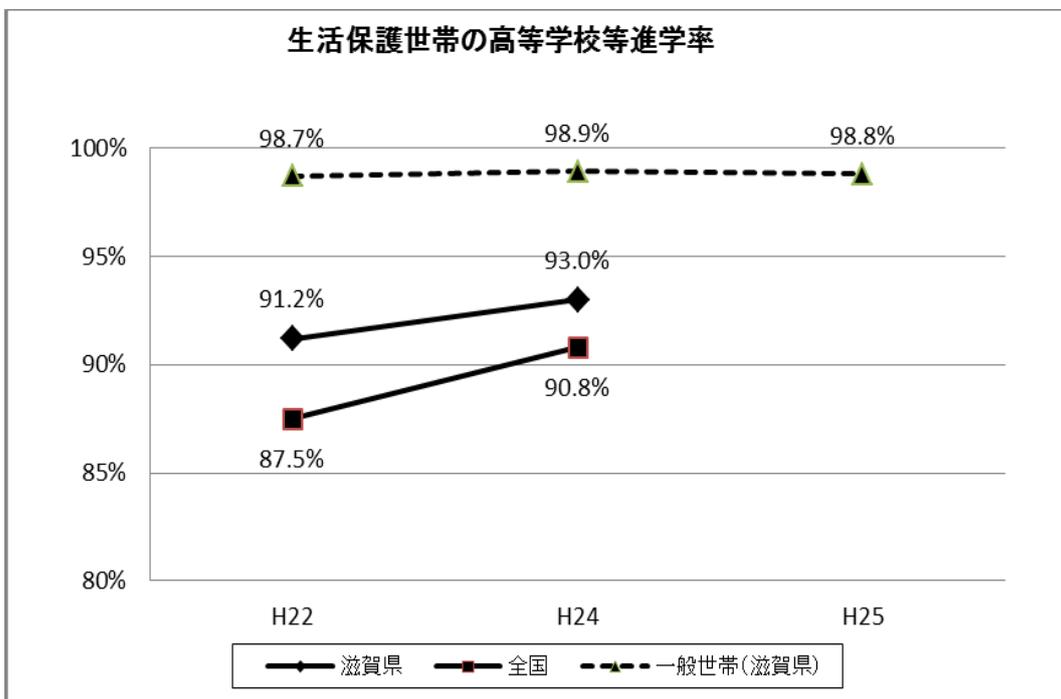
### 【子どもの貧困の状況】



(資料) 国民生活基礎調査 厚生労働省 平成25年(2013年)



(資料) 滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課調べ  
滋賀県教育委員会事務局学校教育課調べ



注1 平成23年度はデータなし。  
注2 平成25年度の数値は集計中。

(資料) 厚生労働省保護課調べ

### (3) 子どもの貧困対策の推進

#### ① 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援

##### 基本目標

貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、保護者および子どもに対する就労支援を行い、就労機会の確保を図り、経済的自立を目指します。

##### [具体的施策]

##### 施策の方向性

保護者に対して、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定や学び直し、困難を有する子どもについては、学校と就労支援機関との連携により、実情に応じた就職支援を進めます。

##### 具体的取組

#### ア 保護者に対する就労の支援

##### ○ 親の就労支援

- ・ 生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員等による支援、就労活動促進費の支給や就労自立給付金の支給を実施します。
- ・ 福祉事務所（市・県）において、児童扶養手当受給者に対し、生活状況や就業への意欲等の状況把握を行うことを通じ、それぞれの実態に応じた自立支援プログラムを提供することで、就業を軸とした自立支援を図ります。また、看護師等の資格を取得するため養成機関に通学している間の生活資金として、高等職業訓練促進給付金を支給し、ひとり親家庭への就業支援を行います。
- ・ 母子家庭の母や出産や子育てを理由に離職し、再就職を希望する女性等を対象に、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施し、就職の促進を図ります。

##### ○ 親の学び直しの支援

- ・ 福祉事務所（市・県）において、職業経験がないひとり親家庭の父母に対して、主体的な能力開発の取組を支援するため、自立支援教育訓練給付金を支給し、学び直しの視点も含めた就業支援を推進します。
- ・ 県健康福祉事務所において、生活保護受給中のひとり親家庭の親が高等

学校に就学する際、高等学校等就学費の支給を実施します。

## イ 子どもの就労支援

### ○ 困難を有する子どもに対する就労支援

- ・ 母子家庭等就業・自立支援事業を通じて、ひとり親家庭の子どもについて、個々の家庭の状況、職業適性および就業経験等に応じ、就業相談、就業支援講習および就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供を実施します。
- ・ 児童養護施設の退所児童等に対しては、就職・生活に関するアドバイスやスキルアップ講座等の支援を実施します。

### ○ 全日制高校に通学していない子どもに対する就労支援

- ・ 定時制高校に通学する子どもに対しては、学校とハローワークのジョブサポーター等との連携による求人開拓を実施します。
- ・ 高等学校中退者に対して、学び直しの機会を提供するとともに、学校が相談窓口として、ハローワーク、滋賀県地域若者サポートステーション等との連携を実施します。
- ・ 就労が困難な若者の就職を促進するため、地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施します。

## ② 貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援

### **基本目標**

貧困の状況にある子どもが社会的孤立に陥ることのないよう、相談事業等の充実を図ることなどにより、子どもおよびその保護者の社会参加の機会等にも配慮して対策に取り組めます。また、生活保護法や生活困窮者自立支援法等における関連制度を一体的に捉えて施策を推進します。

### **[具体的施策]**

#### **施策の方向性**

保護者が仕事と家庭の両立ができるよう、保育サービスの充実や、日常生活や健康面のサポートを行うとともに、子どもの居場所づくりや進学・就労など、子どもが安心して生活することができるよう、支援の充実を図り、関係機関の連携や体制整備などを進めます。

## 具体的取組

### ア 保護者の生活支援

#### ○ 保護者の自立支援

- ・ 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援および家計相談支援を実施します。
- ・ ひとり親家庭が一時的に家事援助、保育等のサービスが必要になった際に、家庭生活支援員を派遣して児童の世話等を行い、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図ります。

#### ○ 保育等の確保

- ・ 市町が実施する認定こども園や保育所、放課後児童クラブなどの施設整備や、小規模保育、家庭的保育等の実施を支援するとともに、保育人材の確保、研修事業など質の向上に取り組みます。  
また、ひとり親家庭の子どもの保育所や放課後児童クラブへの優先入所あるいは優先的利用について、市町に対する情報提供等を行います。
- ・ 共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、地域の実情に応じて、「放課後子ども総合プラン」に取り組めるよう、市町福祉部局および市町教育委員会に対して、その考え方等の周知に努めます。

#### ○ 保護者の健康確保

- ・ ひとり親家庭の親が生活の中で直面する諸問題の解決を図るため、福祉事務所（市・県）において、母子・父子自立支援員による相談支援や、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場を提供し、ひとり親家庭の地域での生活を支援します。
- ・ 個別事例に応じて、福祉事務所、市町保健センター、保健所等関係機関と連携し、健康面を含めた支援を行います。  
また、県では市町・関係機関の母子保健従事者を対象に研修会や事例検討会などを開催し、資質向上に努めます。
- ・ 市町における乳児家庭全戸訪問および養育支援訪問において、妊婦等による養育が適切に行われるよう、相談、指導、助言等が行われることを

支援します。

○ **母子生活支援施設等の活用による地域での生活の支援**

- ・ 母子生活支援施設の保育機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童に対し保育サービスを提供します。

イ **子どもの生活支援**

○ **児童養護施設等の退所児童の支援**

- ・ 退所児童等に対し、就職・生活に関するアドバイスやスキルアップ講座等の支援を実施します。また、退所児童等が就職や住居を借りる際、施設長等が身元保証人になることの支援を実施します。

○ **食育に関する支援**

- ・ 食育実践者に対して、食に関する知識の向上を図ることを目的に研修会を開催します。

また、食育を推進するため、専門職である管理栄養士・栄養士に対して、地域課題にそった食育推進のための専門研修会を開催します。

- ・ 保育所に対して、指導監査等を通じ、ガイドラインにそった食事提供の指導・助言を行います。また、児童養護施設に対して、定期監査時に入所児への必要な栄養指導が行われているかの確認を実施します。

○ **ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援**

- ・ 複合的な課題をもつ生活困窮者に対し、自立相談支援や居場所づくりを含む学習支援を実施します。

- ・ 市町が実施する認定こども園や保育所、放課後児童クラブなどの施設整備や、小規模保育、家庭的保育等の実施を支援するとともに、保育人材の確保、研修事業など質の向上に取り組みます。

また、ひとり親家庭の子どもの保育所や放課後児童クラブへの優先入所あるいは優先的利用について、市町に対する情報提供等を行います。（再掲）

- ・ 共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、地域の実情に応じて、「放課後子ども総合プラン」に取り組めるよう、市町福祉部局および市町教育委員会に対して、その考

え方等の周知に努めます。(再掲)

## ウ 関係機関との連携等

### ○ 関係機関の連携

- ・ 困難な環境に負けず、進学や就労による自立を目指す子どもたちを支援するため、新たに創設される自立相談支援機関を活用して、児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関が連携して地域におけるネットワークを構築する取組の実施を検討します。

### ○ 社会的養護施設の体制整備、子ども家庭相談センターの相談機能強化

- ・ 家庭での保護者による安定的な養育が困難な子どもに対して、家庭的な養育環境を提供するために、里親の拡充と施設の小規模化を図ります。
- ・ 里親支援機関との連携により、里親に関する情報共有を推進します。
- ・ 養育里親認定研修、児童虐待相談等関係職員研修を実施し、里親や施設職員の資質向上に取り組みます。
- ・ 子ども家庭相談センターの機能を強化し、里親や施設で暮らす子どもへのケアを充実します。

### ○ 相談職員の資質向上

- ・ 生活保護世帯の支援にあたるケースワーカーの資質向上を図るため、研修を実施します。
- ・ ひとり親家庭の親が生活の中で直面する諸問題の解決を図るため、福祉事務所（市・県）において、母子・父子自立支援員による相談支援や、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場を提供し、ひとり親家庭の地域での生活を支援します。(再掲)
- ・ 困難を有する子ども・若者に係る支援について、支援者を対象とした研修や、県民を対象とした公開講座を実施し、子ども若者支援に関する広い知識を提供します。また、ひきこもり支援に関して従事者向けの研修や、地域事例検討会を行い、支援者の育成および資質向上を実施します。

## エ その他の生活支援

### ○ 妊娠期からの切れ目ない支援等

- ・ 妊娠期からの切れ目のない支援を行うため、保健所において周産期医療連絡調整会議を開催し、市町、医療機関等との連携強化に取り組みます。
- ・ 県助産師会に委託する「子育て・女性健康支援センター」において、妊娠・出産・子育てに関する相談支援に応じます。
- ・ 個別事例に応じて、福祉事務所、市町保健センター、保健所等関係機関と連携し、健康面を含めた支援を行います。（再掲）

### ○ 住宅支援

- ・ 住宅困窮度の高いひとり親世帯に対する県営住宅の優先入居や、子育て世帯等に対する民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。
- ・ 母子福祉資金等貸付金のメニューである住宅資金（住宅の建設等に必要な資金）や転宅資金（住居の移転に必要な資金）の貸付を通じて、ひとり親家庭に対する住宅支援を行います。
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失またはそのおそれのある人々に住居確保のための支援を実施します。

## ③ 世帯の生活を下支えするための経済的支援

---

### 基本目標

世帯の生活の基礎を下支えするため、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた経済的支援を進めます。

### [具体的施策]

#### 施策の方向性

ひとり親に対する児童扶養手当、福祉医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付や養育費確保支援、生活保護世帯に対する教育扶助等などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。

#### 具体的取組

##### ア ひとり親家庭に対する支援

###### ○ 児童扶養手当の支給

- ・ 市町と連携して、制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配

慮するなど、適正な支給事務を行います。(再掲)

○ **福祉医療費の助成**

- ・ 病気やけがなどで必要となる医療費について、ひとり親家庭の負担を軽減し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、医療費の一部助成を行います。(再掲)

○ **母子父子寡婦福祉資金の貸付**

- ・ 市町と連携して制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配慮するなど、適正な貸付事務を行います。(再掲)

○ **養育費確保の支援**

- ・ 養育費は子どもの扶養義務の履行を確保するものであり、その支払いは親としての責任であるとの認識を広めるとともに、ひとり親家庭が養育費についての理解を深められるよう、養育費の相談を行い、NPOと連携した講座を開催するなど、養育費に対する周知を図ります。(再掲)

○ **ひとり親家庭に対する調査**

- ・ ひとり親家庭への就業支援や経済的支援等の状況把握のため、実態調査(5年に1回)を実施します。

**イ 生活保護世帯に対する支援**

○ **教育扶助の支給方法**

- ・ 生活保護における教育扶助について、目的とする費用に直接充てられるよう、学校等からの要請に応じて、学校の長に対して直接支払うことを実施します。

○ **生活保護世帯の子どもの進学時の支援**

- ・ 県健康福祉事務所において、高等学校等に進学する際、入学料、入学料等調査料等を支給します。また、高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合は、収入として認定しない取扱いとします。

**④ 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援**

**基本目標**

学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉関連機関と

の連携や経済的支援を通じて、学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に対策を推進し、また、教育費負担の軽減を図ります。

## [具体的施策]

### 施策の方向性

子どもが小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、保幼小連携を推進し、貧困の連鎖を防ぐための幼児教育の質の向上を図り、また、学校や地域での放課後学習の取組、福祉関連機関との連携など学校を拠点とした子どもの貧困対策の展開や教育費負担の軽減に取り組みます。

### 具体的取組

#### ア 学校を拠点にした総合的な子どもの貧困対策の展開

##### ○ 学校を窓口とした福祉関連機関等との連携

- ・ 福祉等の関係機関と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える小学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校や市町教育委員会の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣します。

また、児童生徒の感情や情緒面を支援するため、公立小学校・中学校、県立高等学校にスクールカウンセラーを配置・派遣します。

- ・ 学校等を拠点とした活動（学習講座・行事等の実施）、地域人材の養成、家庭教育支援チームの設置・活動を実施し、保護者に対する家庭教育支援をサポートします。

##### ○ 学校教育による学力保障

- ・ 小中学校において習熟度等の別による指導や複数教員による指導、また少人数学級編成により、個に応じたきめ細かな指導を行うための教員配置を実施するとともに、放課後学習を支援します。

##### ○ 地域による学習支援

- ・ 放課後子ども教室、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実します。また、地域による学習支援等の充実が図られるよう、コミュニティ・スクールの設置に向けた周知や啓発を実施します。
- ・ ひとり親家庭の子どもの悩みや相談に応じたり、学習を支援したりするために、地域の公民館等を活用し、地域や団体、市町等と連携しながら

ら学習支援の取組を進めていきます。(再掲)

#### ○ 高等学校等における就学継続のための支援

- ・ キャリアノート「夢の手帖」(小学生版・中学生版・高校生版)の作成や、小学校・中学校・高等学校キャリア教育・進路指導連絡協議会の開催により、各学校段階における体系的なキャリア教育を実施します。(再掲)
- ・ 高校中退者等について、学校がハローワーク等に対して高校中退者情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供を充実します。
- ・ 高等学校等中退者が高等学校等に再入学し、授業料の支援として「高等学校等就学支援金」の支給限度期間を超えた場合に、卒業するまで(最長2年間)学び直し支援金を支給し、高等学校等における教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

#### イ 貧困の連鎖を防ぐための就学前の教育・保育の質の向上

##### ○ 認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育にかかる負担軽減

- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園への就園を促進するため、市町における、低所得世帯に対する利用者負担の軽減や、施設利用に伴う教材費等の費用負担の軽減を図り、適切な教育・保育を推進します。

##### ○ 就学前の家庭教育支援

- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園において、子どもの教育に関する相談、子育てサークルへの支援や子育て講座、子育て中の保護者と子育て経験のある保護者の交流や親子教室を行うなど、親が子育ての知識、考え方や問題解決能力を身につけ、安心して子育てに取り組めるよう、親と子の育ちの場を提供します。(再掲)

また、PTAや保護者会の代表を対象にした子育て学習講習会を実施し、親同士の語り合い活動の大切さを啓発します。

##### ○ 保幼小連携の推進

- ・ 小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、幼稚園幼児指導要録や保育所児童保育票録による申し送りや、認定こども園、保育所および

幼稚園と小学校との交流や連絡会の開催などによる連携を推進します。

- ・ 幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のための教育課程のあり方について実践的研究を推進します。

## ウ 就学・修学支援の充実

### ○ 義務教育段階の就学支援の充実

- ・ 福祉等の関係機関と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える小学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校や市町教育委員会の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣します。(再掲)

### ○ 子どもの食事・栄養状態の確保

- ・ 生活保護の教育扶助により、被保護世帯の小・中学校の給食費を支給します。
- ・ 学校給食の状況を把握するため、県内で学校給食を実施している学校を対象とした学校給食実施状況調査を実施し、学校給食の普及・充実に図ります。
- ・ 健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性を育ていけるよう、栄養や食事の摂り方などについて、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力などを身に付けさせるために、食育の日の設定や研修会・講習会の実施、優れた実践校の表彰などにより、家庭や地域との連携を図るとともに、学校における食育の推進を図ります。

### ○ 高等学校等における教育に係る経済的支援

- ・ 保護者等の収入状況により、高等学校等における教育の経済的負担の軽減が必要な生徒に対して就学支援金を交付し、授業料の負担軽減を図ります。また、市町民税所得割額が非課税である世帯等に対して、奨学のための給付金を支給し、授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図ります。
- ・ 低・中所得世帯に属する生徒に対して授業料の減免を実施する私立高等学校設置法人に対し、補助金の交付を行うことで授業料の負担軽減を図り、授業料減免に関する支援を実施します。

- ・ 高等学校等に在学する高校生等が、経済的な理由で修学を断念することがないように、奨学資金を貸与します。
- ・ 特別支援学校に就学している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、特別支援教育就学奨励費を支給し、通学費、給食費および教科書費等の支援を実施します。

#### ○ 大学生・専門学校生等に対する経済的支援

- ・ 授業料の納付が困難で人物優秀と認められる学生の授業料の減免措置を実施する県立大学に対し、運営費交付金を交付し、その取組を支援します。
- ・ 看護職員の養成施設に在学し、卒業後に滋賀県内の 199 床以下の医療施設で就業したいと考えている学生に対し、卒業後一定の条件を満たせば返還が免除される修学資金の貸与を行います。また、県立学校に在学している学生に対して、授業料資金の貸与を行います。

#### ○ 学生のネットワークの構築

- ・ 学生支援室、学生ホール、談話室等の学生間のコミュニケーションスペースの設置や、学生支援サポートスタッフを設置している県立大学に対し、運営費交付金を交付し、その取組を支援します。
- ・ 看護学生の抱える精神的な課題に対応するため、公益社団法人滋賀県看護協会にカウンセラーを配置し、希望する学生にカウンセリングを行ない、学生が安定して学生生活を過ごすことができるよう支援します。

### エ 生活困窮世帯等への学習支援

#### ○ 生活困窮世帯への学習支援

- ・ 生活困窮世帯の子どもを対象とした学習支援を実施します。

#### ○ 児童養護施設等で暮らす子どもに対する学習支援の推進

- ・ 国の基準を超えて職員を配置している施設に対し、入所児童の学習支援等にあたる職員の配置について支援します。

#### ○ ホームフレンドの派遣

- ・ 福祉事務所（市・県）において、ひとり親家庭の子どもが気軽に相談できるホームフレンドを派遣し、子どもの悩みを聞き、心の支えとなること

により、ひとり親家庭の地域での生活を支援します。

○ **スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による教育相談体制の整備充実**

- ・ 福祉等の関係機関と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える小学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校や市町教育委員会の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣します。

また、児童生徒の感情や情緒面を支援するため、公立小学校・中学校、県立高等学校にスクールカウンセラーを配置・派遣します。(再掲)

○ **放課後子ども教室等の推進**

- ・ 習熟度別指導などの少人数指導や複数教員による指導などの個に応じたきめ細かな指導を推進するとともに、小学校、中学校における放課後学習を支援します。

また、放課後子ども教室、土曜日の教育支援活動等の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実します。

指 標		現状	目標
		平成25年度 実績	平成31年度
31	措置を要する要保護児童の受入可能数	396人 [H26. 3. 1現在]	420人
32	養育里親登録数	144家庭 [H26. 3. 31現在]	180家庭
33	児童養護施設および里親のもとで暮らす子どもの進学率および就職率	88.6%	100.0%
34	スーパーバイザー派遣事業を利用している市町数	12市町	全市町
35	児童虐待相談等関係職員研修の市町職員（教員除く）受講者数	230人	1,500人

(2) 青少年の健全な成長を支える環境づくりの推進

36	青少年立ち直り支援センター（あすくる）での支援プログラム終了率	70.0%	75.0%
----	---------------------------------	-------	-------

(3) 子どもの貧困対策の推進

37	母子家庭の母の就業率	39.7%	46.0%
38	スクールソーシャルワーカー（SSW）の支援学校数およびスクールカウンセラー（SC）の配置率	【SSW】 SSWが支援した学校数：94校  【SC】 SCの配置率：50.3%	【SSW】 SSWが支援した学校数：130校  【SC】 SCの配置率：100%
39	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	93% [平成24年度]	98.9%
40	就学援助制度に関する周知状況	進級時 78.95% 入学時 78.95%	100% 100%
41	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	5.1% [平成24年度]	1.27%